

日本電波工業株式会社

定 款

改定日：2022 年 6 月 28 日

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当社は、日本電波工業株式会社と称し、英文では N I H O N D E M P A K O G Y O C O . , L T D . と表示する。

第 2 条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （１）水晶振動子及び水晶機器等の製作設計及び販売
- （２）各種電子部品及び電子機器の製作設計及び販売
- （３）人工水晶、水溶性結晶並びに融液結晶の製作設計及び販売
- （４）医療機器の製作設計及び販売
- （５）前各号に関連附帯する事業

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第 4 条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （１）取締役会
- （２）監査役
- （３）監査役会
- （４）会計監査人

第 5 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、5, 0 0 0 万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第13条（基準日）

1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 14 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

第 15 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役会の決議に基づきあらかじめ定める代表取締役が招集し、その議長となる。その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 19 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条（員数）

当会社には、取締役 2 1 名以内をおく。

第 21 条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、その決議によってあらかじめ定める代表取締役が招集し、その議長となる。その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその過半数をもって行う。
2. 会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（議事録）

1. 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。
2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、700 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条（員数）

当会社には、監査役 4 名以内を置く。

第 32 条（選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

第 34 条（補欠監査役の選任）

1. 当会社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。
2. 補欠監査役の選任方法は第 33 条第 2 項を準用する。
3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 35 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 36 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 37 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条（議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 39 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 40 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 41 条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、700 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

第 42 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 43 条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 44 条（会計監査人の責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、7,600 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

第 45 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 46 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 47 条（中間配当の基準日）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 48 条（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息をつけない。

（附則）

1. 現行定款第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 19 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 19 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。